

農業者所得の安定を求める意見書

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれています。また「安い米」の定着によって、生産者だけでなくコメの流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

農業政策においては、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしていますが、この低米価では、規模を拡大した集落営農組織や法人ほど赤字が拡大し経営危機に陥りかねません。

平成25年度までは、主要農産物（米、麦など）の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用と販売価格の差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」が設けられ、多くの稲作農家の再生産と地域農業を支えてきました。

平成26年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、コメについては10アール当たり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊しています。

この制度も平成30年産米から廃止されようとしています。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済がますます困難に直面することは明らかです。

今こそ、欧米では当たり前となっている農業経営を下支えする政策の確立が必要であると考えます。そうした観点から生産費を補う農業制度を確立し国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。

よって、日野町議会は政府と国会に対し、次の事項について強く要請します。

記

1 農業者所得の安定を図る制度を設けること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月27日

滋賀県蒲生郡日野町議会
議長 杉浦 和人